

日本における外国人住民との 共生の現況と課題

笹川平和財団主催シンポジウム（2026年7月13日）

「地域における外国人住民との共生～自治体・NPO・企業・住民の役割」

明石純一（筑波大学人文社会系）

共生を捉える視点～理念、法制度、実態、意識

- ・生活情報や日本語教室の活用状況、行政サービス等へのアクセス、地域活動への参加や交流頻度、交友関係
- ・日本語習熟度、指導が必要な生徒数、母語教育の機会、高校・大学進学率、退学率、就労率、失業率、年収・納税水準、生活困窮度、定住率、帰化率
- ・孤独・孤立、差別・偏見（レイシャルプロファイリング含む）経験、ヘイトスピーチ被害、犯罪（加害・被害）

・文化・宗教的軋轢、近隣住民の苦情

👉 **ライフサイクルや分野別（生活・住宅、教育、就労、医療・福祉等）状況の経年変化と経路分析、働きかけと効果測定**

- ・受入れに対する受けとめ（外国人労働者／移民／難民）、共生の実感、住みやすさ、多様性への肯定感、他者への信頼、地域活動への参加動機・関心、定住志向

・意識・感情を規定する諸要因（年齢、性別、教育、海外経験・国際交流、接触・友人関係、各種メディア使用、キャリア、年収、生活満足度、政治的有效感覚など）

👉 **日本人と外国人の意識差 世論と政策の相互作用**

・総務省研究会／多文化共生推進プラン（2006年／2006年、2020年改訂）

・「外国人の受入れの基本的在り方の検討のための論点整理」（2025年8月）

・「今後の出入国在留管理行政の在り方」（2025年12月）

・「外国人との秩序ある共生社会の実現のための有識者会議意見書」（2026年1月）

・「法務大臣政務官PT報告書」（2026年7月）

・「第二次出入国在留管理基本計画（案）」（2026年7月）

👉 **多文化共生から共生、そして秩序ある共生へ
法制度
取組み**

・ヘイトスピーチ解消法／日本語教育推進法／日本語教育機関認定法※法と理念（例：日本語教育推進法第一条関係「目的」）

・外国人材の受入れと共生のための総合的対応策（2018年～）

・自治体の多文化共生プランと施策、地域社会の各種支援活動

・日本語や日本の制度・ルール等を学習するプログラムの検討

👉 **日本語教育・学習支援を軸に多領域で展開、地域差に鑑み 政府と自治体の連携 地域間の協業が鍵**

